



## 令和6年度 ひょうご新商品調達認定制度 募集案内（公募要領）

兵庫県では、県内中小企業者が生産・提供する新規性、独創性のある商品又は役務（以下、「商品等」という）を、「ひょうご新商品」として認定し、商品等に信用力を付与することにより、販路開拓を支援しています。

このたび、第20回認定申請の受付を開始しますので、認定を希望される方は、受付期間内に認定申請書、応募、実施計画をご提出ください。

申請受付期間：令和6年11月1日（金）～12月16日（月）

### 1 制度の目的

本制度は、地方自治法の規定に基づき、通常の競争入札制度によらない随意契約で、県が新商品・新役務（以下、「新商品等」という）の調達が可能となる認定制度です。申請に基づいて要件を満たす県内中小企業者の新商品等を県が認定し、企業の信用力を高めることで新商品等の販路開拓を支援することを目指しています。（但し、県が販売促進活動を行うものではありません。）

### 2 認定による効果

- (1) 認定期間は認定日から3年間です。認定期間中「新商品の生産又は新役務の提供（以下、「新商品の生産等」という）により新たな事業分野の開拓を図る者」として、新商品等とともに県ホームページ等で公表され、PR効果が期待できます。
- (2) 認定された新商品等を「ひょうご新商品調達認定制度ロゴマーク(※)」等を活用して、PRすることで、新商品等の販路開拓に繋げることができます。
- (3) 「ひょうご新商品」に認定された新商品等を、県機関が購入する場合は、随意契約の対象となります。  
ただし、購入を約束するものではありません。



※ひょうご新商品調達認定  
制度ロゴマーク

### 3 申請の要件

#### (1) 申請者の要件

県内に事業所を有し、県税及びこれに付帯する延滞金等の滞納がないもので、新商品の生産等(※)をする中小企業者

[中小企業者]  
 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及び各組合法等に基づき設立された企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等

※ 兵庫県内で開発・設計が行われていること。（生産を行わない販売代理店、単に製造のみを請負う場合は対象外です。）

#### (2) 新商品等の要件

以下の①から⑦のすべてに該当し、販売開始後概ね5年以内のもの

- ① 次のいずれかに該当するもの
- ア 中小企業等経営強化法\*<sup>1</sup>に基づく主務大臣の認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画又は県知事の承認（旧中小企業新事業活動促進法\*<sup>2</sup>に基づく承認を含む。）を受けた経営革新計画に基づいて生産するもの
  - イ 国又は県の助成を受けて開発したもの
  - ウ （公財）ひょうご産業活性化センター又は同センターが出資するファンドの投融资を受けて生産するもの
  - エ 兵庫県発明賞受賞製品
  - オ ひょうごNo.1ものづくり大賞における各賞受賞製品
  - カ 県立工業技術センター又は県内大学との共同研究開発によるもの
  - キ 「中小企業支援ネットひょうご」の支援を受けて生産するもの
  - ク 商品の基本特性に特許法による特許が登録されているもの  
※令和6年度公募より、審査請求中の特許は対象外です
  - ケ 他自治体から地方自治法施行規則第12条の3の2第1項に基づく認定を受けたもの
  - コ 知事が特に必要と認めた商品
- ② 県の機関において直接的な用途が見込まれるもの  
※ 食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品並びに製造の請負は除きます。
- ③ 既に企業化されている商品等とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は同一の範疇に属するものであっても既存の商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するもの（新規性、先進性、独自性が認められるもの）
- ④ 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの
- ⑤ 市場での流通が十分でなく、価格水準が適正であるもの
- ⑥ JIS規格等品質及び安全性に関する基準に合致しているもの
- ⑦ 関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じないもの
- ⑧ 既に本事業において、認定又は認定しない旨の通知を受けたものでないこと

（注）

\*1—中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）

\*2—旧中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）

#### 4 応募方法

（1）「ひょうご新商品」の認定を希望する事業者は、令和6年12月16日(月)までにメール又はFAXで認定申請書、応募、実施計画を提出してください。

メールアドレス：[shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp)

FAX：078-362-4273

（2）審査会については、エントリーシート記載の連絡先にご連絡します。

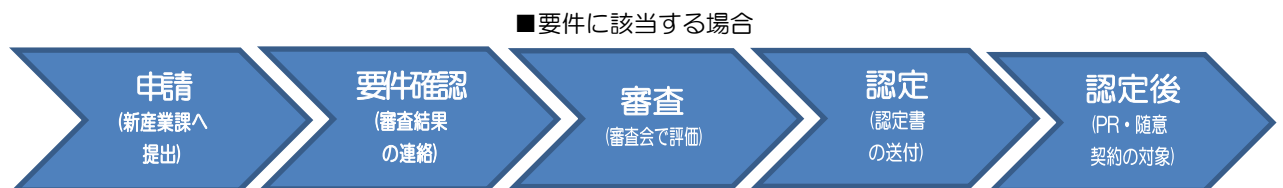
（3）参考：申請時に必要な書類

- ① ひょうご新商品調達に係る認定申請書（様式第1号）

- ② 応募、実施計画（様式第2号）
- ③ 上記3（2）①の要件を満たすことを証明できる書類  
（補助金交付決定通知書の写し等）
- ④ 登記事項証明書（法人に限る）（発行後、3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 最近2事業年度の決算書及び事業報告  
（これらが無い場合は、経営状況及び事業内容を記載した書類）
- ⑥ 県税の納税証明書（「納税証明書（3）」）（発行後、3ヶ月以内のもの）  
（県税及びこれに付帯する延滞金等の滞納がないことの証明書）
- ⑦ 認定を申請する商品の写真
- ⑧ その他新商品に関する資料（パンフレット等）13部

エントリーにかかる要領及び様式は、県ホームページからダウンロードできます。  
[（http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/shinshohin/index.html）](http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/shinshohin/index.html)

## 5 認定の流れ



審査会において申請者から新商品等の説明を行っていただきます。（審査会は2月頃を予定しており、概ね1か月前には日程等についてご連絡いたします。なお、新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、審査方法を変更する場合があります。）認定の可否は審査会の審査により決定され、結果は全申請者に通知します。

なお、受理した書類は審査結果に関わらず返却いたしませんので、ご了承ください。また、必要に応じて現地調査を行う場合があります。

※ 以下の場合は、認定できません。

- ・実施計画が公序良俗に反する又はそのおそれがあることが明らかな場合
- ・実施計画が関係法令に違反している又はそのおそれがあることが明らかな場合

## 6 問い合わせ先

兵庫県 産業労働部 新産業課 新産業創造班  
 〒650-8567  
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
 電話：078-362-3054（内線3640）  
 FAX：078-362-4273